

は じ め に

国連は全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるために「人権教育のための世界計画」を2005年から開始する採択をし、その第1フェーズ2005～2007（平成17年～平成19年）として初等中等教育における人権教育に焦点を当てることを決定しました。さらに、第1フェーズについては、その期間を2年間延長することとされ、現在、第2フェーズを迎えて、世界各国がこの計画の実施に取り組んでいるところです。

わが国においても、「児童の権利に関する条約」をはじめ人権関連の諸条約を締結し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づいた様々な取組が行われてきました。また、学校における人権教育の効果的な指導方法等についての研究がすすめられており、平成20年3月には、文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」が公表されました。なお、平成20年度末には、各教育委員会・学校による人権教育の充実に向けた取組において、この「第三次とりまとめ」がどのように活用されているかを検証する観点から、取組状況調査が実施されており、昨年10月には、『人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について』がとりまとめられています。

和歌山県教育委員会では、このような国内外の人権教育を取り巻く情勢を踏まえ、「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、さらに積極的な人権教育の推進に努めているところです。

平成19年度より、「人権教育学習プラン」プロモート委員会を開催し、毎年9校のプロモート校の指導計画の改善・充実に向けての取組の経緯等を掲載した資料集（『人権教育学習プラン―実践事例集―』）を刊行してきました。

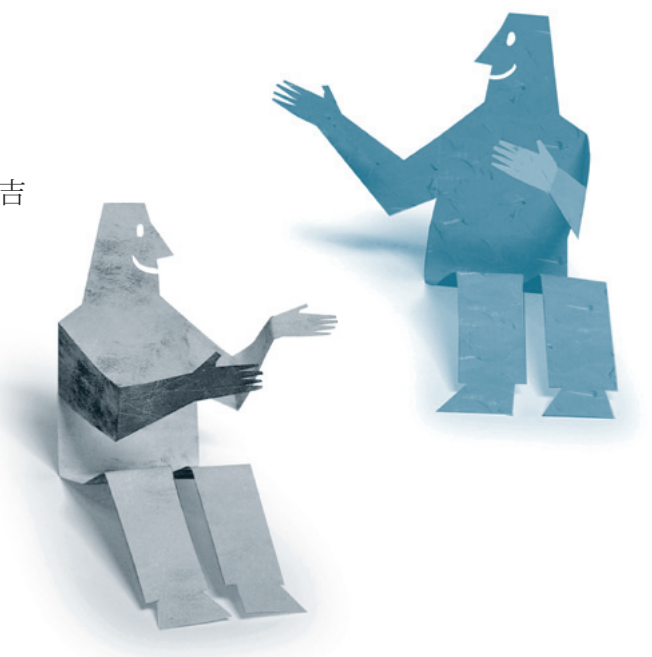
本実践事例集は、平成21年度のプロモート校9校の取組の成果、具体的にはプロモート校の「人権教育学習プラン」（全体計画・年間指導計画）及び「人権教育学習プログラム」（人権教育学習単元）を掲載しています。各学校においては、これまで刊行してきた資料集と併せて活用され、人権教育の推進に取り組まれることを期待しています。

最後に、本実践事例集の発刊にあたり、ご協力いただきました関係者各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

和歌山県教育庁生涯学習局

生涯学習課長 東 中 啓 吉



CONTENTS

1	—	はじめに	
3	—	活用にあたって	
12	—	指導計画例及び学習単元例	
13	—	小学校における指導計画例及び学習単元例	
14	—	●すてきな言葉いっぱい なかよしの輪いっぱい やる気いっぱい まごころいっぱい	和歌山市立砂山小学校
27	—	●自他を大切にし、共によりよく生きる上小っ子	岩出市立上岩出小学校
43	—	●愛の心を育てる	有田川町立田殿小学校
57	—	中学校における指導計画例及び学習単元例	
58	—	●系統だった人権教育の指導計画と学習単元の作成	海南市立第三中学校
67	—	●正しい人権意識をもった生徒の育成をめざして	みなべ町立上南部中学校
79	—	●身近な生活から学ぶ人権教育	串本町立西向中学校
91	—	高等学校における指導計画例及び学習単元例	
92	—	●未来をきりひらくために	和歌山県立笠田高等学校
107	—	●商業高校が取り組む人権教育	和歌山県立和歌山商業高等学校
120	—	●「知る」から「考え、行動できる」人権教育をめざして	和歌山県立田辺高等学校
135	—	参考資料	
136	—	和歌山県人権教育基本方針	
138	—	人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】	
139	—	「人権を通じて育てたい資質・能力」【参考】	

活用にあたって





活 用 に あ た っ て

1 人権教育の指導計画（全体計画・年間指導計画）の重要性

人権教育については、各教科等のそれぞれの特質に応じ、子どもの発達の段階に応じた指導をすすめていくことが必要です。そのためには、校内推進体制を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、組織的に取組をすすめていくことが重要です。

各学校においては、これらの指導計画を作成することにより、教職員の共通理解が図られ、子どもの発達の段階に応じた計画的な指導が可能になると考えています。

県教育委員会では、平成18年3月に『人権教育学習プラン 対話ですすめる人権学習』を刊行し、その中で具体的な指導計画の作成方法等を示すことにより、各学校での人権教育の全体計画・年間指導計画の作成及び改善・充実について提案しました。

また、平成19年3月には『人権教育学習プログラム―事例集―』を刊行し、『人権教育学習プラン 対話ですすめる人権学習』で提案した「発達段階に応じた具体的な目標例」を単元目標とした個別の人権課題等についての学習単元例を示し、新たな学習単元・教材の開発等、各学校における年間指導計画の一層の充実を提案しました。



2 「人権教育学習プラン」プロモート校の取組

県教育委員会では、各学校における人権教育の全体計画・年間指導計画作成及び改善・充実の取組をより一層推進するため、平成19年度から毎年9校の教頭（副校長を含む）及び人権教育担当教員に委員を委嘱し、「人権教育学習プラン」プロモート委員会を開催しています。本委員会は、9校のプロモート校が「人権教育学習プラン（人権教育の全体計画・年間指導計画）」の改善・充実に係る成果と課題を交流することで、それぞれの学校の実践の充実に資するとともに、その取組の成果を県内に普及することを目的としています。

平成19年度は小学校、中学校、高等学校各3校、平成20年度は小学校、中学校各3校、高等学校2校、特別支援学校1校のプロモート校が、自校の指導計画の改善・充実に積極的に取り組みました。

なお、両年度のプロモート校の取組の成果等は、資料集『人権教育学習プランー実践事例集ー』及び『人権教育学習プランー実践事例集ーその2』に掲載し、県内すべての学校に配布しています。



3 プロモート校の成果と課題

(1) 取組の成果

平成19・20年度のプロモート校においては、従来の指導計画を丁寧に点検・評価し、さらに充実を図るために全体計画の作成や改善、年間指導計画の改善・充実に取り組みました。

プロモート校の取組の成果として、全体計画には、各校の児童生徒の実態や課題に即した人権教育の目標が設定され、人権教育で児童生徒に育てたい資質や能力と他の教育活動との関連等が示されています。また、年間指導計画には、人権教育の目標と学習活動等の関連が明確にされ、学校全体で指導内容やその目標等についての共通理解が図られるような工夫がされています。

こうした取組を通じて、教職員の共通理解が深まり、人権教育を組織的かつ計画的に取り組んでいくことが可能になりました。

(2) 今後の課題

プロモート校の今後の課題として、人権教育目標を達成するために、各教科等を横断的に扱った学習单元等を開発する必要があります。

年間指導計画の改善・充実にあたり、各教科等の学習内容において、それらの目標や内容等が全体計画に掲げた人権教育の具体的な目標等に関連する学習活動を選び、年間指導計画に反映しました。このことにより、すべての教育活動を通じて組織的に人権教育を推進していく方向性が確認されました。しかしながら、各教科等には、それぞれ独自の目標やねらいがあり、児童生徒の指導にあたっては、この目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められます。プロモート校においては、各教科の学習活動だけでは人権教育の目標を達成することが困難であることに気づき、さらなる工夫や検討が必要になりました。こうしたことを踏まえ、各教科等の様々な学習内容を組み合わせた学習单元を開発していく必要があることが確認されました。

プロモート校が今後の課題としてあげたことを一部、紹介します。

- 全体計画に掲げた具体的な人権教育目標等を達成するために学習単元・教材の開発に向けた研究をすすめていかなければならない。
(橋本市立橋本小学校)
- 人権教育目標の項目②「人権感覚」において、「偏見・差別を見抜くことができる力」を身につけさせるためには、各教科・領域等を横断的に扱った学習単元の開発が必要であると考えている。
(紀美野町立下神野小学校)
- 地域の素材を生かし、より児童に親しみやすい、具体的な人権課題についての学習単元の開発が必要であり、意欲的に取り組んでいきたいと考える。
(新宮市立蓬萊小学校)
- 今回見直した全体計画及び年間指導計画についても、それぞれの単元と目標とのつながりや内容、実施時期等について年度ごとに見直すとともに、新しい教材等の開発についても取り組む必要があると考える。
(和歌山市立河西中学校)
- 教科と人権LHRの連携をすすめることは、人権教育の新たな単元の開発につながる可能性があり、今後の研究課題にしていきたい。
(県立新宮高等学校)
- 人権教育の学習単元や教材の開発など、校内における具体的な研究が必要である。
(白浜町立白浜第二小学校)
- 目標達成のためには、より効果的な学習教材や学習単元の研究・開発が課題である。
(県立紀北工業高等学校)
- 人権教育の効果的な学習単元の開発等については今後の課題である。
(県立桐蔭高等学校)
- CAPのワークショップなどを取り入れながら、児童生徒が自分の人権が大切にされているかどうか気づくための単元の開発が必要である。
(県立紀北支援学校)

また、プロモート校においては、人権教育の指導方法の工夫・改善についても、今後の課題としてとらえられています。

- 生徒自身が主体的に判断したり、実践的に行動したりできるような力を育成するためには自主的な活動をさらに充実させていく必要がある。
(県立星林高等学校)
- 年間指導計画に位置づけたそれぞれの学習単元については毎年検証を重ね、指導内容や指導方法の改善に努める必要がある。
(かつらぎ町立笠田中学校)
- 今後は、地域素材を生かした教材の開発及び体験的な学習の導入や地域のゲストティーチャーの活用など効果的な指導方法についての研究に取り組んでいく必要がある。
(那智勝浦町立那智中学校)

学校において、人権教育をより効果的にすすめるためには、指導内容や指導方法等について、校内で検討し、創意工夫に努めることが大切です。

県教育委員会では例年、各学校における人権に関わる課題やその解決に向けた取組等、人権教育の推進状況を把握するため「人権教育の推進に関する調査」を実施しています。この中で、自校の当該年度の人権教育の改善・充実に向けた取組について調査しました。具体的には、以下の項目を選択する様式で回答していただきました。（複数回答可）

- ア 人権教育の目標の検討・見直し
- イ 人権教育の全体計画の検討・見直し
- ウ 人権教育の年間指導計画の検討・見直し
- エ 校内推進体制（校務分掌等）の検討・見直し
- オ 人権教育の指導方法の工夫・改善
- カ 効果的な学習教材の選定・開発
- キ 校内研修の実施
- ク 人権が尊重される環境づくり
- ケ その他（ ）

図1 改善・充実に向けた取組【小学校】

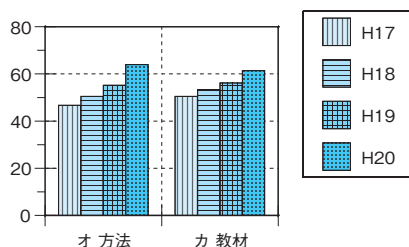


図2 改善・充実に向けた取組【中学校】

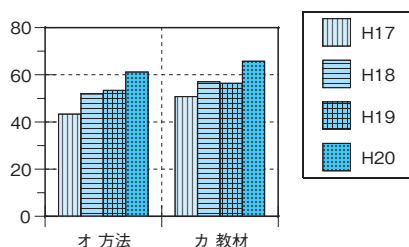
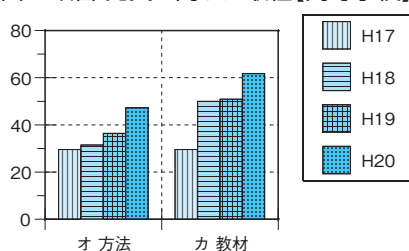


図3 改善・充実に向けた取組【高等学校】



この質問は平成17年度より実施しています。選択肢の中で、人権教育の直接的かつ具体的な実践に関わる取組「オ 人権教育の指導方法の工夫・改善」「カ 効果的な学習教材の選定・開発」について、各年度ごとの推移を学校種別（小学校・中学校・高等学校）に図1～図3に示しました。

「オ 人権教育の指導方法の工夫・改善」「カ 効果的な学習教材の選定・開発」については校種により違いはあるものの、年度を経るごとに、その割合がほぼ増加している傾向にあります。特に「カ 効果的な学習教材の選定・開発」については、平成20年度の割合が小学校、中学校、高等学校ともに60%を超えています。

このように各学校においては、自校の人権教育の改善・充実に向けた取組として「指導方法の工夫・改善」や「効果的な学習教材の選定・開発」への関心が高まり、年を追うごとに取組を実施する学校が増えています。

5

学校における人権教育の改善・充実について

今年度も新たに、小学校3校、中学校3校、高等学校3校の計9校のプロモート校で人権教育の指導計画の作成及び改善・充実に取り組んでいただきました。それぞれのプロモート校においては、これまでの取組の成果を生かし、自校の人権教育の指導計画を実効あるものにするため、より一層の工夫が凝らされています。

本書に掲載したプロモート校9校の人権教育の指導計画や学習単元の作成及び改善・充実に際して、大切にしたいポイントや留意点を以下に示します。

(1) 大切にしたいポイント（全体計画・年間指導計画）

①全体計画

- 児童生徒の実態や課題を明確にする。
- 児童生徒の実態や課題、保護者や地域の願いに即した人権教育の目標を設定する。
- 各教科等における取組と人権教育の目標との関連を整理する。
- 家庭や地域、関係機関等との協力や連携について整理する。

②年間指導計画

- 全体計画に位置づけた目標等を踏まえたものにする。（全体計画に示した自校の人権教育目標等に関して、より具体的な柱立てやキーワードを定め、年間指導計画に反映する。）
- 目標の具現化につながる各教科等での学習単元を位置づける。
- 各教科等における取組の人権教育としての目標を明確にする。
- 各教科等を横断した学習単元を開発する。

(2) 学習単元作成上の留意点

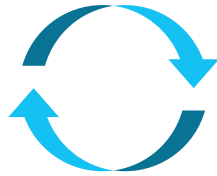
①人権教育の効果的な手法（方法）

人権教育の効果的な手法として、「法の下での平等」や「個人の尊重」といったことについて学ぶ「普遍的な視点からのアプローチ」と具体的な人権問題等について学ぶ「個別的な視点からのアプローチ」があります。これらのアプローチはお互いに関連し合っており、2つのアプローチやそれらの内容をうまく組み合わせて人権教育をすすめることが大切です。「和歌山県人権教育基本方針」にもこれらの2つのアプローチを次のように示しています。

効果的な方法

人権教育・啓発の手法については、次の2つのアプローチがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられています。

普遍的な視点からのアプローチ
「法の下での平等」「個人の尊重」「人権の概念」「多様性の受容」等といった普遍的な視点から人権について学ぶこと



個別的な視点からのアプローチ
女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人など具体的な人権問題について学ぶこと

(引用：「和歌山県人権教育基本方針」)

なお、本書には小学校3単元、中学校3単元、高等学校3単元の計9単元が掲載されています。「普遍的な視点からのアプローチ」に関するもの4単元、「個別的な視点からのアプローチ」に関するもの5単元を掲載しています。

②学習単元の開発

人権教育を効果的にすすめていくためには、それぞれの単元の「単元目標」を明確にし、その目的の達成のために、どのように学習活動を組み立て、どのように評価するのかを示した「単元計画」を作成する必要があります。

「単元計画」を作成するには、まず、対象とする子どもの発達の段階に応じた具体的な「単元目標」を明確にし、その目標を達成するため、より具体化した「各次の目標」を設定し、「学習活動」を考えます。

次に、「各次の目標」が達成されているかどうかについて点検・評価するために、「評価規準」を設定する必要があります。その際、「どの学習活動」の「どの場面」において、「どのような子どもの状況」があれば目標が達成されていると判断するのか、という視点をもつことが大切です。評価規準を設定することは、単元の各次における、子どもにつけたい資質や能力を明らかにするとともに、自校の人権教育の最も具体化した到達目標を作成し、確認する作業であると言えます。また、「つけたい力」が身につけていない子どもに、どのように「手だて」を行っていくのか、今後の指導にどのように生かしていくのか、という視点をもつことも大切です。

③学習単元の構成－3つのタイプ－

学校において人権教育を展開するためには、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にしたうえで、子どもの人権意識や問題解決に向けた態度や実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。そこで、以下、学習単元の構成に関わって3つのタイプを紹介します。

- 単一教科・領域等型

単一の教科の時間や単一の領域等の時間のみを使って構成した学習单元。

- 教科・領域等横断型

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間を横断的に組み合わせた学習单元。

- 朝学活等活用型

朝学活や終礼（終わりの会）の時間と核となる教科や領域等の時間とを組み合わせた学習单元。

本書には、単一教科・領域等型に関するもの1单元、教科・領域等横断型に関するもの7单元、朝学活等活用型に関するもの1单元を掲載しています。

④学校や地域の実情に応じた学習单元

学校において人権教育の具体的な実践をすすめていく際に、様々な人権課題の中から子どもの発達の段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題を取り上げ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが大切です。

今年度、プロモート校が開発した人権教育学習单元は、学校や地域の実情に応じて、これまで取り組まれてきた具体的な人権教育の実践を学習单元としてまとめたものです。これらの学習单元は多様な応用可能性をもつものであり、各学校において、それぞれの人権教育目標等に応じ、適宜、内容の追加・修正、方法のアレンジなどを加えながら、活用いただけるものと考えています。県内のすべての学校において本書が活用され、人権教育の指導計画の改善・充実及び人権教育学習单元の開発を図ることで、それぞれの学校の人権教育の取組がより一層、推進されることを期待しています。

